

国立大学法人・国立研究開発法人における 大型産学官連携活動に係る制度 について

令和元年7月8日

国立大学法人・国立研究開発法人における大型産学官連携活動にかかる現状の制度について

● 国立大学法人・国立研究開発法人が出資可能な法人について（3-4頁）

※前提として、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日 中央省庁等改革推進本部決定）において、下記の通り規定。

「（2）独立行政法人の業務等が国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張することを防止するため、（略）

・独立行政法人による出資等は、独立行政法人の本来業務及びそれに附随する業務に係るもの以外には認めないものとし、個別法令に定めがある場合に限ることとする。」

国立大学法人法においてもこれにない、出資についての根拠規定を法律上置くこととしている。

● 国立大学法人・国立研究開発法人のベンチャー支援に伴う株式等の取得・保有について（5頁）

● 人事・給与制度について

Q24. 国立大学法人の役員の報酬や職員の給与は国家公務員の給与に準じて決定しなければならないのか。

A24. 旧国立学校の取り扱いとは異なり、国立大学法人の役員の報酬及び職員の給与は、各大学が自主的・自律的に決定すべきものであり、各大学に委ねられるものです。

ただし、役員の報酬の支給基準については、国立大学法人法第35条により準用する独立行政法人通則法第50条の2の規定により、支給基準を定める際に「国家公務員の給与及び退職手当、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。」とされており、職員の給与の支給基準についても、国立大学法人法第35条により準用する独立行政法人通則法第50条の10の規定により、支給基準を定める際に「一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該国立大学法人等の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定めなければならない。」とされています。

また、総務大臣が定める「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき公表することにより、各大学は給与水準等の状況を明確かつ具体的に説明し、文部科学大臣は責任を持って検証を行うことにより、国民に対する説明責任を十分に果たすこととされています。

なお、指定国立大学法人は、専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとしています（国立大学法人法第34条の8第2項）。

※国立研究開発法人及び特定国立研究開発法人も同様。

● 共同研究費・委託研究費の収益の扱いについて

Q46. 企業等との共同研究に際し、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に明記されている「戦略的産学連携経費」（今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費）を企業から求めても、会計年度を繰り越して使用することができないのではないのか。

A46. 目的積立金とすることで戦略的・計画的に執行することができます。「戦略的産学連携経費」を含めた共同研究の経費は、法人全体の利益として出した上で、目的積立金として繰り越し、翌事業年度以降に使用することが可能です。

● 調達について

Q63. 国立大学法人は、政府調達協定の適用を受けるのか。

A63. 国立大学法人等は政府調達協定の適用対象機関なので、政府調達協定の適用を受けることとなります。

このため、一定の基準額（※）を超える調達を行う場合には、入札公告を入札の50日前に官報に掲載しなければならないなど、国と同等の調達手続を行う必要があります。 ※適用基準額（平成28年度及び29年度） （例）物品等：1,600万円 建設工事：7億4,000万円

※国立研究開発法人も同様。

※上記QAは、国立大学法人の業務運営に関するFAQ（平成29年度時点の法令等により作成）抜粋

国立大学法人・国立研究開発法人が出資可能な法人について

出資
不可

国立研究開発法人

※科技イノベーション法別表第3に規定する法人のみ
(詳細次頁)

指定国立大学法人

※東北大学、東京大学、京都大学、
東京工業大学、名古屋大学、大阪大学

国立大学法人

VC・ファンド

	国大	国研
出資認可	必要	必要
事業者計画認定	必要	不要

TLO

	国大	国研
出資認可	必要	必要
事業者計画承認	必要	不要

コンサル/研修・講習法人

	国大	国研
出資認可	必要	必要
事業者計画承認	不要	不要

法人発ベンチャー

出資認可	不要
事業者計画承認	不要

左記以外
の法人

国大法 第二十二條

国立大学法人は、次の業務を行う。

七 **産業競争力強化法第二十一条の規定による出資**並びに人的及び技術的援助を行うこと。

2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、**文部科学大臣の認可**を受けなければならない。

産業競争力強化法 第二条

7 この法律において「**特定研究成果活用支援事業**」とは、**国立大学法人等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業**であって、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

第十九条 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（略）は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画（以下（略）「特定研究成果活用支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

第二十一条 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、**認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業**の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。

科技イノベーション法第三十四条の六

二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、その研究開発法人における研究開発等の進展に資するもの（以下この号において「**資金供給等事業**」という。）**を行う者**（資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。）

2 前項に規定する研究開発法人は、同項第二号又は第三号の者に対する出資を行おうとするときは、**主務大臣の認可**を受けなければならない。

国大法 第二十二條

国立大学法人は、次の業務を行う。

六 **当該国立大学における技術に関する研究成果の活用を促進する事業であって政令で定めるもの**を実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。

2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、**文部科学大臣の認可**を受けなければならない。

国大法政令 第三条

法第二十二條第一項第六号及び第二十九條第一項第五号の政令で定める事業は、**大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者**（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項の特定大学技術移転事業とする。

TLO法 第四条

特定大学技術移転事業を実施しようとする者（特定大学技術移転事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該特定大学技術移転事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。

三 **その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転、当該研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動**（※）により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

国大法 第三十四条の五

指定国立大学法人は、第二十二條第一項各号に掲げる業務のほか、**当該指定国立大学法人における研究成果を活用する事業であって政令で定めるもの**を実施する者に対し、出資を行うことができる。

2 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行おうとするときは、**文部科学大臣の認可**を受けなければならない。

国大法政令 第二十四条

法第三十四条の五第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 **当該指定国立大学法人における研究成果**（次号において「**特定研究成果**」という。）を活用して、**事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業**（※）

二 前号に掲げるもののほか、**特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業**（特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

科技イノベーション法

第三十四条の六

研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして**別表第三に掲げるもの**は、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一 **その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者**

（※）指定国立大学法人は「事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助」であるのに対し、国研は、「共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動」と異なることに留意が必要。

科技イノベ活性化法に基づく出資可能な国研一覧

ベンチャー、VC及び成果活用等支援法人に出資可能(法律第34条の6第1項第1号～3号)

国立研究開発法人理化学研究所

ベンチャーのみに出資可能(法律第34条の6第1項第1号)

国立研究開発法人情報通信研究機構

国立研究開発法人物質・材料研究機構

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

国立研究開発法人科学技術振興機構

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(※)

国立研究開発法人国立がん研究センター(※)

国立研究開発法人国立循環器病研究センター(※)

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター(※)

国立研究開発法人国立国際医療研究センター(※)

国立研究開発法人国立成育医療研究センター(※)

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター(※)

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

国立研究開発法人森林研究・整備機構

国立研究開発法人水産研究・教育機構

国立研究開発法人産業技術総合研究所

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(※)

国立研究開発法人土木研究所

国立研究開発法人建築研究所

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

(※)現物出資のみ可能

科技イノベ活性化法の主な改正事項について

		技イノベ活性化法成立前	科技イノベ活性化法(強化法改正)により実現
研究開発法人による出資	対象法人	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術振興機構 ・産業技術総合研究所 ※現物のみ ・新エネルギー・産業技術総合開発機構 ※現物のみ 	<p>○出資可能な法人を大幅に拡大(3法人 → 22法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理化学研究所 ・産業技術総合研究所(現金出資も可能化) 等
	出資先	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発法人発ベンチャー <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>参考: 国立大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術移転機関(TLO) ・大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等 ・大学発ベンチャー(コンサルティング事業者、人材育成事業者等) <p>※指定国立大学のみ</p> </div>	<p>○出資先を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発法人発ベンチャー ・研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等 ・成果活用等支援法人(TLO等)
ベンチャー支援に伴う株式等の取得・保有	国大法人等	<p>(国立大学法人等)</p> <p>国大法人法の解釈として、文科省の通知において、</p> <p>取得: ライセンス、施設の使用、技術的支援等の対価を現金により支払うことが困難な大学発ベンチャーから現金に代えて取得可能</p> <p>保有: ①長期保有が寄附目的の場合、②対価に見合う株価でないとな法人が判断した場合、③売却により株価の急落を招く恐れがある場合などには、一定期間の保有が可能。</p> <p>(公立大学法人)</p> <p>地独法の解釈が明らかでなく、通知等なし</p>	<p>○株式等の取得・保有が可能</p> <p>国立大学法人については、概ね確認的規定(※)。(※法律上、保有に関し、条件なく可能となる。)</p>
	研究法人	<p>○寄附以外の株式等の取得は不可</p> <p>独法制度を所管する総務省は、株式等の取得を出資業務の一部に該当すると解しているため、法的措置がない限り、その取得等は認められていない。</p>	
基金の設置		<p>予算措置に加え、個別の法的措置が必要</p>	<p>○予算措置がなされれば、新たな法的措置なく、資金配分機関に基金の造成が可能</p> <p>(資金配分機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本医療研究開発機構 ・日本学術振興会 ・新エネルギー・産業技術総合開発機構 ・科学技術振興機構 ・農業・食品産業技術総合研究機構